

第 6 回統計基準部会 議事概要

- 1 日 時：平成 21 年 6 月 26 日(金) 14:00~16:15
- 2 場 所：総務省第二庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：
 - (部 会 長) 大守 隆
 - (委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄
 - (専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ
 - (審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
 - (事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当室参事官
総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、
須藤アドバイザー(統計センター)
- 4 議 題：
 - (1) 課題の整理について
 - (2) 日本標準職業分類の適用範囲について
 - (3) 日本標準職業分類の一般原則について
 - (4) その他
- 5 審議の概要：
 - (1) 課題の整理について
事務局及び経済産業省から、これまでの部会での指摘事項に対する対応案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。
(大分類 B - 専門的・技術職業従事者について)
中分類「05 研究者」については、現行の分類と同じ「自然科学系研究者」と「人文・社会科学系研究者」の 2 区分で基本的には良いと考えられる。
中分類「07 製造技術者(開発)」及び「08 製造技術者(開発を除く)」については、汎用的な機械部品の製造技術者をどこに区分するかを検討すべきではないか。
中分類「18 経営・金融・保険専門職業従事者」については、事務局の対応案のとおりで良いのではないか。
小分類「243 カウンセラー」の説明文では、専門的という言葉が使われているが、今回の職業分類にはスキルの概念が入っていると考えると良いのか。もしそうであるならば、一般原則にその旨を記載する必要があるのではないか。なお、内容例示については、占い師などはこの分類に含まれないことを×例示に明示すべきではないか。
「情報処理プロジェクトマネージャ」を小分類項目として新設することは、量的基準から見ても問題はないのではないか。
(大分類 K - 労務作業員について)
大分類の定義は定型的な作業に従事するものも含むということを示してはどうか。また、対象職業の範囲がより限定的になるような表現にすべきではないか。
小分類「712 ハウスクリーニング職」の定義の修正案については、「住宅内の水回り設備・家庭用器具などの掃除」などのように文言を修正してわかりやすくすべきである。

小分類「714 一般廃棄物処理作業者」に、含まれるものが分かるように、名称や内容例示を工夫してはどうか。

(大分類A - 管理的職業従事者)

警察官・海上保安官・消防員について、その仕事に応じて「管理的職業従事者」等の大分類にも分類すべきかどうかについては、職位に関する報告者負担が増えることもあって検討に時間を要するものであることから、今回は、現行どおり「大分類F - 保安職業従事者」に位置付けることとし、次回改定までの課題としてはどうか。

(2) 日本標準職業分類の適用範囲について

事務局から、日本標準職業分類の適用範囲を設ける必要性や考え方について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

日本標準職業分類の適用範囲については、あまり自由度を広げると、統計基準としての意味がなくなってしまうため、日本標準産業分類と同様の範囲でよいのではないかと。

適用範囲の表現については、わかりやすいものにすべきである。

(3) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局および部会長から、日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

第2項の「分類の適用と基準」について、重要なのは「仕事の内容」であるので、まずそれを挙げるべきではないかと。

第4項「職業の決定方法」の1 - (2) - アのただし書きに教員の扱いはより正確な表現に修正する必要があると。

第1項で職業を「分類したもの」としているがこれは分かりにくく、より平易な記載を検討すべきであると。

第4項「職業の決定方法」の「2. 資格および見習い等の取り扱い」に関しては、見習いについての事務局の考え方がまだ整理されていないところもあるのではないかと。

第2項「分類の適用と基準」の(1)～(6)の順序は重要性の観点から再検討の余地があるのではないかと(資格や免許は後ろで良いのではないかと)。

一般原則については、部会長と事務局において検討・整理をし、次回の部会前までに一度、各委員へも提示して、コメントをもらうこととしたい。

各大分類における指摘事項に関しては、次回の部会の数日前までに、整理したものを各委員に提示して、次回部会の審議を効率化することとしたい。

次回の部会は、7月10日(金)14時から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>